

令和7年度手話言語及び情報コミュニケーション施策推進事業業務委託に係る
公募型プロポーザル評価基準

1 評価方法

- (1) 各委員は、項目ごとに提案内容を評価し、1から6のいずれかの点数を配点する。下記点数表のとおり、点数に各項目の係数を乗算することで、評価点として配点する。
 - (2) 各委員は、算出した合計評価点の順位に応じて、各提案者に順位点を付す。この時、合計評価点が高くなる提案が複数あった場合でも、各委員は異なる順位点を付すものとする。全ての委員の順位点を、提案者ごとに合計した点が最も高い者を、事業委託予定者とする。なお、合計順位点が1位となる提案が複数あった場合には、評価項目①の評価点を全ての委員について合計した値が高い方を1位とする。さらに同点の場合は②③④⑤の順に同じく比較する。
- 《順位点》1位：5点、2位：3点、3位：1点（4位以下：0点）

2 点数表

分野	評価項目	点数	係数	評価点
運営体制	①運営実績 障害福祉に関する事業実績があり、本業務を遂行するための知見、ノウハウを有しているか。 障害や障害者に対する理解がある運営主体か。 (あいサポート企業・団体であるかなど)		3	18
	②実施体制 責任者、役割分担が具体的に示され、県の要請に応じて即時に対応できる体制となっており、本業務を確実に履行すると認められるか。		2	12
企画・内容	③企画全般 提案内容は、提案事業者のもつノウハウ等を活かした創意工夫のあるものとなっているか。 目標を達成できる効果的なものとなっているか。		4	24
	④イベント内容企画・運営業務 イベントの趣旨にふさわしい出演者の選定やブースの設置となっているか。 イベントの内容は具体的で実現可能か。		4	24
	⑤普及啓発・広報業務 イベントや条例制定を県内に広く周知するためデザイン等は工夫されたものか。		4	24
	⑥自由提案 条例制定の目的や理念について県民の理解と関心の増進を促すため効果的な企画であるか。また実現可能か。		2	12
事業費	⑦見積額 経費の内訳が明確、かつ、妥当な価格であるか。		1	6
合計評価点（120点満点）				120

※ 申請者の見積価格が、委託料上限額を上回る場合は失格とする。

※ 選定委員の評価点の平均が72点以上であった場合、選定対象とする。

【点数表】

点数	1	2	3	4	5	6
評価	劣る	やや劣る	普通	やや優れている	優れている	非常に優れている